

2 歯科診療報酬点数表

項 目	現 行	改 正 案						
第1章 基本診療料								
第1部 初・再診料								
通則								
【通則の見直し】	<p>3 入院中の患者（区分番号A400に掲げる短期滞在手術基本料を算定する患者を含む。）に対する再診の費用は、第2部第1節、第3節又は第4節の各区分の所定点数に含まれるものとする。</p>	<p>3 入院中の患者（区分番号A400に掲げる短期滞在手術等基本料を算定する患者を含む。）に対する再診の費用は、第2部第1節、第3節又は第4節の各区分の所定点数に含まれる。</p>						
第1節 初診料								
A000 初診料								
【点数の見直し】	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="651 981 1137 1040">1 歯科初診料</td> <td data-bbox="1137 981 1283 1040">218点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 1040 1137 1099">2 地域歯科診療支援病院歯科初診料</td> <td data-bbox="1137 1040 1283 1099">270点</td> </tr> </table>	1 歯科初診料	218点	2 地域歯科診療支援病院歯科初診料	270点	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="1361 981 1444 1040">234点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1361 1040 1444 1099">282点</td> </tr> </table>	234点	282点
1 歯科初診料	218点							
2 地域歯科診療支援病院歯科初診料	270点							
234点								
282点								
【注の見直し】	<p>注9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯科外来診療の総合的な歯科医療環境の体制整備に係る取組を行った場合には、歯科外来診療環境体制加算として、初診時1回に限り所定点数に28点を</p>	<p>注9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯科外来診療の総合的な歯科医療環境の体制整備に係る取組を行った場合は、歯科外来診療環境体制加算として、初診時1回を限度として26点を所定点</p>						